



特約

一筆半損特約

収穫量が耕地ごとの基準収穫量の2分の1以下であると認められる耕地（半損耕地）について、その耕地の基準収穫量の2分の1に相当する数量を減収量とみなして共済金を支払う特約です。従来の一筆方式と同様に耕地ごとに算出します。

※特約の有無により掛金が異なります。

共済金の支払例

例

共済事故により、半損以上の損害が発生した場合（一筆単位）

基準収穫量 **500kg** 単位当たり共済金額 **200円**

①特約の計算方法に基づき算出された共済減収量

※選択いただいた加入方式の補償割合により異なります。

耕地の減収量 基準収穫量 支払開始損害割合
(500kg × 1/2) - (500kg × 3割※) = 250kg - 150kg = **100kg**

②選択いただいた加入方式の計算方法に基づき算出された共済減収量 **50kg**

①と②を比較して共済減収量の多い方を基に計算した共済金をお支払します。

共済減収量 ① ②
100kg = 100kg > **50kg**

支払共済金 共済減収量 単位当たり共済金額
20,000円 = 100kg × 200円

自動継続特約

翌年以降の加入について解除の申し出がなければ申込みがあったとする旨の特約です。



共済掛金は？

掛金の約5割を国が負担します。

加入者負担掛金 = 共済金額^{※1} × 掛金率^{※2} - 国の負担金

※1：補償限度額

※2：加入方式ごとに加入者の過去の被害実績に応じた掛金率（危険段階別共済掛金率）が適用されます。

○この他に事務費賦課金が加わります。

注意
事項

経営所得安定対策等の直接支払交付金（以下「交付金」という。）は、関東農政局より捨て作りと判断された場合や、自己都合での収穫放棄あるいは出荷を行わなかったなどの場合は、交付金の交付対象者から除外されます。

交付金の交付対象者から除外された場合、数量払交付金を含む単価等で加入している組合員等につきまして、販売単価のみの単価等に引受変更を行い、既に共済金が支払われている場合は、農業共済組合へ共済金の一部を返納することになりますので十分にご注意いただくとともに、そのような場合には組合へご連絡いただきますようお願いいたします。

共済関係の成立に関する留意事項

(1) 告知義務と通知義務

加入申し込み時には、申し込み内容について事実を正確に記載していただく「告知義務」が生じます。告知義務とは、加入申込書に記載されている内容について事実と相違が無いこと、既に事故が生じているものでないこと、又はその事故の原因が生じているものでないこと等を正しく申告していただくことです。また、共済関係成立後に記載された内容に変更があった場合は、遅滞なくNOSAIに通知していただく「通知義務」があります。

このとき、正しい申告や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払い出来ないことがありますので、記載箇所のご確認をお願いします。

また、引受変更に伴う追加掛金が、納期限までに納入されない場合にも共済金をお支払い出来ないことがありますので、期限内納入をお願いします。

(2) 重大事由による共済関係の解除

次のことがあった場合には共済関係を解除し、共済金をお支払い出来ないことがあります。

- ①共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合。
- ②共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとした場合。
- ③NOSAIが共済加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続が困難となる重大な事由があった場合。

(3) 損害防止義務

加入者の皆様には、共済目的について通常的な管理や、事故が発生したとき、またはその原因が生じたときには、損害の防止またはその軽減に努める等の損害防止義務があります。損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

(4) 解除等における共済掛金等の取扱い

(1)、(2)、(3)の事象が発生した場合、共済掛金等に係る返戻金は発生いたしませんのでご了承願います。

共済関係成立後に交付する加入承諾書で、加入内容のご確認をお願いします。

① 申し込みいただいた内容 ② 契約後に通知が必要な事項 ③ 補償対象となる共済事故の一覧

金融サービス提供法に係る重要事項

—— 農家の皆様へ ——

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを取っておりますが、次のような場合には、共済金の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがあります。

- (1) 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。
- (2) 加入申し込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合。
- (3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込が遅れた場合。
- (4) 組合への損害通知を怠り、また、重大な過失等不実の通知をした場合。
- (5) 組合の財政状況によっては、共済金としてお支払いする金額が削減されることがあります。

※この重要事項は、加入申込書の提出をもって、ご了承いただくよう願っています。

個人情報の取扱いについて

加入者様から知り得た個人情報は、農業共済事業における引受・損害評価・損害防止及び加入推進等に利用し、他の目的には使用いたしません。

個人情報については厳重に管理し、加入者様からあらかじめ同意をいただいた上、法令に基づく場合及び利用目的の達成に必要な範囲内において連合会を含む関係機関との共同利用をする場合等を除き、お預かりした個人情報は第三者に提供いたしません。

お申し込み・お問い合わせは、お近くの農業共済組合又は各支所へ

組合名	支所名	電話番号	組合名	支所名	電話番号
いばらき 広域	本所	029-350-8815	鹿行	—	0299-90-4000
	水戸支所	029-306-6720	茨城県西	—	0296-30-2900
	笠間支所	0296-72-7321	茨城県農業 共済組合 連合会	住 所：水戸市小吹町942	
	つくば支所	029-839-0160		電話番号：029-215-8881（代表）	
	常陸太田支所	0294-72-6227		HPアドレス： http://www.nosai-ibaraki.or.jp/	

2024.8作成（令和7年産用）



麦共済

口座振替のお願い

NOSAI では、共済掛金等の納入は原則、口座振替となっております。口座振替の申し込みは簡単な手続きで手数料もかかりません。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

農業共済組合・茨城県農業共済組合連合会

農作物共済 麦

加入について

水稻、陸稲、麦の耕作面積の合計が10a以上の方で収入保険制度未加入の方がご加入いただけます。

※農業共済組合の組合員の場合、10a未満でも加入いただける場合があります。
詳しくはお近くの農業共済組合へお問い合わせください。

補償期間は？

補償の対象としている期間は、発芽期^{※1}から収穫期^{※2}までです。

※1：その地域において、通常の出穂量が得られる時期に播種されたものが発芽する時期
※2：収穫の適期に刈取り、圃場より搬出する時期

対象となる災害は？

自然災害・病虫害・鳥獣害 等が支払いの対象となります。



自然災害



病虫害



鳥獣害

※そば混入による規格等の低下は、共済金の支払い対象となりません。

分割評価について

分割評価の事例

肥培管理の粗放や病虫害防除の不適切など共済事故以外の原因による減収等は支払い対象としては扱わず、分割して評価します。

水田麦など排水の悪い圃場で、明渠等の排水路が施されてない。

麦の生育が阻害されるほどの雑草が生い茂っている。



加入方式



災害収入共済方式

加 入 件

過去3年間の出荷資料又は青色申告書及びその関係書類等が提出でき[※]、今後もJA等集荷業者に生産量の概ね全量を出荷することが加入の要件となります。

※本方式での加入をご希望で、3年分の出荷実績をお持ちでない方は、お近くの農業共済組合にご相談ください。

補 償 の 容

共済事故により加入者ごとに減収、品質の低下により生産金額^{※1}が共済限度額（基準生産金額^{※2}×補償割合）に達しない場合に補償されます。

※1：加入等に設定したkg当たり基準生産金額に出荷数量を乗じて得た額に、営農継続支払相当額を加えて算出されます。（営農継続支払相当額は当年産の作付面積に基づき交付されるため、当年の生産金額に含まれます）。

※2：過去3年間の出荷実績等を基に銘柄ごとに算出します。

補 償 割 合

9割、8割、7割の中から選択していただきます。

共 済 金 額

基準生産金額×選択共済金額割合

（基準生産金額の40%以上、補償割合の範囲内）

共 済 金 支 払

（共済限度額－生産金額）× $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済限度額}}$

計 算 例

補償割合9割、基準生産金額327,000円、共済金額294,300円（＝共済限度額）、作付面積が100a、出荷数量が1等 B：1,500kg、1kg当たりの販売単価が15円、交付金単価が110円の場合

生産金額の算出

①販売収入相当額（販売単価×出荷数量）
 $15円 \times 1,500kg = 22,500円$

②営農継続支払相当額
（10a当たり20,000円）＝ **200,000円**

③数量払相当額（販売単価と交付金単価の合計×出荷数量－①－②）

販売単価と交付金単価の合計

出荷数量

（15円＋110円）× 1,500kg = 187,500円

数量払相当額

187,500円－22,500円（①）－200,000円（②）＝－35,000円＝0円（③）

生産金額＝①22,500円＋②200,000円＋③0円＝222,500円

共 済 金＝（294,300－222,500）× 294,300 ÷ 294,300 = **71,800円**



半相殺・全相殺方式

加 入 要 件 (全相殺方式)

全相殺方式においては、過去3年間の出荷資料又は青色申告書及びその関係書類等が提出でき、今後もJA等集荷業者に生産量の概ね全量を出荷することが加入の要件となります。

補 償 の 容

半相殺方式

共済事故による加入者ごとの減収量（被害耕地の減収量合計）が、その加入者の基準収穫量の2～4割（支払開始損害割合[※]）を超える減収分について補償します。

※8割補償の場合は2割、7割補償の場合は3割、6割補償の場合は4割

全相殺方式

共済事故による加入者ごとの減収量（基準収穫量－収穫量）が、その加入者の基準収穫量の1～3割（支払開始損害割合[※]）を超える減収分について補償します。

※9割補償の場合は1割、8割補償の場合は2割、7割補償の場合は3割

補 償 割 合

半相殺方式 … 8割、7割、6割

全相殺方式 … 9割、8割、7割

の中から選択していただきます。

共 済 金 額

単位当たり共済金額×引受収量

（全ての耕地の基準収穫量×補償割合）

共 済 金 支 払

半相殺方式
8割補償の場合

単位当たり共済金額×共済減収量
（被害耕地の減収量合計－全ての耕地の基準収穫量×2割）

全相殺方式
9割補償の場合

単位当たり共済金額×共済減収量
（基準収穫量－収穫量－全ての耕地の基準収穫量×1割）

※ご自身で乾燥調整を行っている方も白色申告関係書類を用いて全相殺方式に加入できます。

白色申告を行っている方は下記書類の提出が必要です。

（ア）収支内訳書（農業所得用）の写し

（イ）農産物の収穫に関する事項を記載した帳簿（農産物を収穫したときに、その年月日、農産物の種類、数量等を記載し、又は記録した帳簿をいう。）の写し

（ウ）販売金額等の品目別内訳書



地域インデックス方式

補 償 の 容

共済事故による当年産統計単収^{※1}が基準統計単収^{※2}の1割～3割（支払開始損害割合^{※3}）を超えて減収した部分について補償します。

※1：関東農政局より市町村ごとに公表されます。（麦種別）

※2：過去5年間の統計単収を基礎として算出（5力年中庸3年）

※3：9割補償の場合は1割、8割補償の場合は2割、7割補償の場合は3割

補 償 割 合

9割、8割、7割の中から選択していただきます。

共 済 金 額

単位当たり共済金額×引受収量（基準収穫量[※]×補償割合）

※耕作地が属する市町村の基準統計単収×引受面積

共 済 金 支 払

9割補償の場合

※1：（基準統計単収－当年産の統計単収）×引受面積

①単位当たり共済金額×共済減収量

（統計単収における減収量^{※1}－基準収穫量×1割）